

平成 29 年度第 2 回 監査委員会による監査結果

1. 開催日時 平成 29 年 10 月 24 日（火）10：00～14：00

2. 開催場所 東邦大学 法人本部第 1 会議室

3. 監査委員の出欠

出席：梅田勝（委員長）、小林七郎、岩本裕、山崎純一、高松研

4. その他の出席

炭山嘉伸（開設者／理事長）、小原明（管理者／大森病院長）、
渡邊正志（医療安全管理部長）、中澤恵子（医療安全管理副部長）、
古橋龍彦（未承認新規医薬品等管理部長）、西澤健司（医薬品安全管理責任者）、事務局

5. 監査結果

《監査内容》

監査委員による書類審査および現地調査をもとに、医療安全に係る内部統制、平成 29 年度上半期の取り組み状況等について、必要な是正措置を含む助言や指導を行う。

《前回の監査結果における改善状況等》

①医療安全に係る内容について、教職員に周知すべき情報が多い。より重要なものを絞る等、教職員の心に留まる様な伝達方法の改善が求められる。また、教職員の自主性が高められるような研修も望まれる。

→周知すべき必要な事項については、繰り返し E-ラーニングシステムで伝達するようにと厚生労働省からも求められており、実際に行っている。

また、ロールプレイング型研修を昨年度は実施していなかったが、今年度は再開し、延べ 400～500 名の教職員が参加する予定である。

②内部通報窓口を医療安全管理部に設置しているが、医療安全管理部外にも設置することが望ましい。

→法人の「公益通報窓口」を追加掲載することを検討している。

③診療で使用する携帯用電子端末が古く、患者認証に時間を要しているところが見受けられた。業務に支障が出ていると思われ、早めに更新することが望まれる。

→機種を選定が終了し、本年度中の導入を目指している。機種選定時に作業スピードを確認したが、現在のものよりも早い。

- ④安全管理対策委員会の業務量が多い。業務の分散化を検討することが望まれる。
- ⑤委員会の名称が「安全管理対策委員会」となっている。医療に係る安全管理のための委員会の名称について、医療法施行規則では「医療安全管理委員会」となっているため、同じ名称とすることが望ましい。
→ (④と⑤について) 本年6月に行った医療法第25条第3項の規定に基づく立入調査の際にも指摘されており、組織改編も含めて現在検討中である。

《監査結果》

- ①内部通報窓口について、法人内の組織(顧問弁護士も含めて)ではなく、完全に外部の組織に作ることを引き続き検討していただきたい。
- ②厚生労働省より求められている業務は増えているため、医療安全管理委員会には個々の組織(委員会・部門)を統括する役割を担うことが望まれる。組織図の再整備等、組織改編については、その方向で検討を進めていただきたい。
- ③単回使用医療機器(医療用具)については、複数回使用されることがないように管理等を徹底していただきたい。
- ④医療事故が発生した場合の公表方法等については、社会的責任を考慮しながら、引き続き対応を検討していただきたい。
- ⑤身元不明や親族と疎遠の患者において、本人の同意が得られない状況の中で実施する緊急の手術、検査および処置等については、その時に行った個々の対応を必ず記録に残すようにしていただきたい。

※次回の監査日時：平成30年4月23日(月)10:00～

6. 開設者(理事長)への報告日 平成29年12月11日

以 上